

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年6月28日
【会社名】	昭和ホールディングス株式会社
【英訳名】	Showa Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 重田 衛
【最高財務責任者の役職氏名】	執行役 財務総務担当 庄司 友彦
【本店の所在の場所】	千葉県柏市十余二348番地
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表執行役社長重田衛及び執行役庄司友彦は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である平成23年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行っております。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社及び連結子会社昭和ゴム株式会社、ショーワスポーツ株式会社、株式会社ショーワコーポレーション、昭和ゴム技術開発株式会社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しております。なお、連結子会社であるShowa Rubber (Malaysia) Sdn.Bhd.及び持分法適用関連会社株式会社橋本ゴム、ノブカワ商事株式会社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達している2事業拠点を「重要な事業拠点」としてしております。なお、持分法適用関連会社は、金額的な重要性が乏しいため重要な事業拠点の選定範囲から除外しております。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としております。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価手続きを実施した結果、下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、重要な欠陥に該当すると判断した。したがって、当連結会計年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断した。

記

- (1) 当社は関連当事者の把握について、四半期毎に当該関連当事者より報告を求めその把握に努めていたが、当該年度において異動が発生していたことを、関連当事者の報告からは把握できなかった。こうしたことから、当社の関連当事者の異動を明確にするための手順が不十分であった。
- (2) 当社は有価証券の管理について、業務分掌明細に投資の決裁に関する規定が存在するものの、有価証券の具体的な運用及び管理を行うための手続きを定めた有価証券管理規程がなく、運用に関する手順や残高照合等の管理手順が明確になっていないため、有価証券の管理手順が不十分な状況であった。

連結会計年度の末日までに是正されなかった理由は、上記の事項が連結会計年度末以後の決算作業中に発見されたためであります。

4 【付記事項】

- (1) 連結会計年度の末日後に重要な欠陥を是正するために実施された措置

3「評価結果に関する事項」(1)に記載された重要な欠陥を是正するために、連結会計年度の末日後、関連当事者の把握に係る手順を改訂し、関連当事者の報告以外に、関連当事者一覧表を作成し、変更事項の発生都度、当事者情報が変更できる体制を強化いたしました。また、3「評価結果に関する事項」(2)については、有価証券管理規程を制定し、業務の分掌及び管理の手順を明確化することにより、有価証券の管理が有効に実施できる体制を構築いたしました。内部統制報告書提出日までに当該処置後の内部統制の整備状況の評価を行った結果、内部統制報告書提出日において上記に係る内部統制の整備状況は有効であると判断しております。

- (2) 財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼす後発事象

当社は当連結会計年度末日以降、株式会社ウェッジホールディングス株式を取得し子会社化いたしました。さらに、明日香食品株式会社及び明日香食品工業株式会社の一部株式を取得し持分法適用関連会社とする予定であります。これらにより、今後、財務報告に係る内部統制の有効性の評価に影響を及ぼす可能性があります。

5 【特記事項】

該当事項はありません。